

(24) 試 験 問 題 (午後部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点、満点記述式が70点満点です。

なお、第36問の試験問題の一部として別紙1から別紙9までがあり、第37問の試験問題の一部として別紙1から別紙11までがありますので、注意してください。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、マーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。正解は、全て一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は、**万年筆又はボールペン**(いずれも黒色のインクに限ります。ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- (6) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じても、補充しません。
- (7) 試験時間中、不正行為があったときは、その者の受験は、直ちに中止され、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (8) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (9) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 訴訟代理権又は訴訟代理人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 訴訟代理権を欠く者がした訴訟行為を当事者が追認したときは、当該訴訟行為は、その追認の時からその効力を生ずる。

イ 当事者がその訴訟代理人の事実に関する陳述を直ちに取り消したときは、当該陳述は、その効力を生じない。

ウ 当事者が数人の訴訟代理人を選任した場合において、訴訟代理人の全員が共同で代理権を行使すべき旨を定めたときは、一部の訴訟代理人が単独でした訴訟行為は、その効力を生じない。

エ 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、相手方の提起した反訴に関する訴訟行為をするには、特別の委任を受けなければならない。

オ 当事者がその訴訟代理人を解任したときは、当事者又は訴訟代理人がその旨を相手方に通知しなければ、代理権の消滅は、その効果を生じない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第2問 Aは、Bに対して有する1,000万円の貸金債権のうちの一部の請求であることを明示して、Bに対し、200万円の支払を求める訴えを提起した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 訴えの提起による時効中断の効力は、200万円の範囲についてのみ生ずる。

イ 裁判所は、審理の結果、AのBに対する貸金債権が400万円の限度で残存していると認めた場合であっても、200万円の支払を命ずる判決をしなければならない。

ウ Aの請求を全部棄却するとの判決が確定した後、Aが貸金債権の残部である800万円の支払を求めて訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。

エ BがAに対して有する120万円の売買代金債権を自働債権として相殺の抗弁を主張した場合において、裁判所が、審理の結果、AのBに対する貸金債権は400万円の限度で残存しており、かつ、Bの相殺の抗弁に理由があると認めたときは、裁判所は、Aの請求につき、80万円を超える額の支払を命ずる判決をしてはならない。

オ AのBに対する訴訟の係属中にBがAに対して請負代金2,000万円の支払を求める別訴を提起した場合には、当該別訴において、Aは、貸金債権の残部である800万円を自働債権として相殺の抗弁を主張することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第3問 弁論準備手続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 弁論準備手続は、最初にすべき口頭弁論の期日後でなければ、行うことができない。

イ 弁論準備手続において当事者が申し出た者については、裁判所は、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

ウ 弁論準備手続の期日においては、補助参加の許否についての決定をすることができない。

エ 弁論準備手続の期日に当事者の一方が出頭することができない場合に、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって手続を行うには、他方の当事者がその期日に出頭していなければならない。

オ 裁判所は、決定により、受訴裁判所を構成する裁判官以外の裁判官に弁論準備手続を行わせることができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第4問 貸金返還請求訴訟における証人尋問又は当事者尋問に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 証人尋問及び当事者尋問のいずれも、当事者の申立てにより又は裁判所の職権で、することができる。

イ 裁判所は、証人尋問においては、証人の尋問に代えて書面の提出をさせることができるが、当事者尋問においては、簡易裁判所の訴訟手続に限り、当事者本人の尋問に代えて書面の提出をさせることができる。

ウ 通常共同訴訟において、共同訴訟人A及びBのうちAのみが第一審判決に対して控訴を提起し、Bについては第一審判決が確定している場合には、Bは、Aについての控訴審において証人となることができる。

エ 宣誓能力のある限り、証人尋問における証人は、法令に特別の定めがある場合を除き、宣誓義務を負うが、当事者尋問における当事者本人は、裁判所が宣誓を命じた場合においてのみ、宣誓義務を負う。

オ 証人尋問及び当事者尋問のいずれについても、呼出しを受けた証人又は当事者が正当な理由なく出頭しない場合の制裁として、過料の規定が民事訴訟法に定められている。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第5問 民事訴訟における判決に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であっては、することができない。

イ 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。

ウ 少額訴訟における判決の言渡しを口頭弁論の終結後直ちに行う場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないですることができる。

エ 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、判決が確定した後であっても、変更の判決をすることができる。

オ 裁判所は、判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、当事者による申立てがない場合であっても、更正決定をすることができる。

1 1 個

2 2 個

3 3 個

4 4 個

5 5 個

第6問 占有移転禁止の仮処分に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 占有移転禁止の仮処分命令事件について管轄権を有する裁判所は、事件の著しい遅滞を避けるために必要があるときは、管轄権を有しない他の裁判所に当該仮処分命令事件を移送することができる。

イ 占有移転禁止の仮処分命令であって、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる。

ウ 占有移転禁止の仮処分命令のうち、係争物を執行官に保管させ、かつ、債務者の使用を許さないものについては、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。

エ 占有移転禁止の仮処分命令は、仮処分命令が債務者に送達される前であっても、その執行に着手することができる。

オ 占有移転禁止の仮処分命令の執行後に債務者からの占有の承継によらないで目的物を占有した第三者は、その執行がされたことを知らずに占有したことを証明した場合であっても、当該仮処分命令の効力が及ぶことを免れることができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第7問 AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意し、その旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料(所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額)を得ているが、E社に対し、貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア Aは、養育費に係る金銭債権の強制執行として、BのD社に対する給料債権を差し押さえることはできるが、間接強制の方法によることはできない。
- イ BのD社に対する給料債権をAが差し押さえた後、当該給料債権につき転付命令を申し立てた場合において、Aの申立てに係る転付命令がD社に送達される前に、E社がBに対する貸金債権の回収のため、当該給料債権を差し押さえたときであっても、転付命令の効力が生じ、Aは、当該給料債権を有効に取得することができる。
- ウ Aは、Bが支払を怠った3か月分の養育費だけでなく、期限が到来していない平成24年7月分以降の養育費についても、債権執行を開始することができる。
- エ BのD社に対する給料債権をAが差し押さえたところ、D社は、差し押さえられた給料債権の額に相当する金銭を供託した。この場合において、E社は、その後に配当要求をしたとしても、当該供託金につき配当を受けることはできない。
- オ Aは、Bの毎月の給料の額のうち10万円を超える部分を差し押さえることはできない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第8問 司法書士の業務のうち、裁判所に提出する書類を作成する事務を行う業務(以下「裁判書類作成業務」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 司法書士は、裁判書類作成業務の受任を特定の者から依頼されたもののみ限定することはできない。

イ 社員が3人ある司法書士法人において、社員であるAのみが社員となる前に個人の司法書士としてXの依頼を受けて裁判書類作成業務を受任していた場合には、当該司法書士法人が当該裁判書類作成業務に係る事件のXの相手方であるYから受任した当該事件に関する裁判書類作成業務について、社員であるAが担当することはできない。

ウ 司法書士法人がXの依頼を受けて受任した裁判書類作成業務について、当該司法書士法人の使用人として自らこれに関与した司法書士は、Xが同意した場合には、当該裁判書類作成業務に係る事件のXの相手方であるYから、個人の司法書士として当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。

エ 司法書士は、最高裁判所が上告裁判所となるときであっても、その上告状を作成する事務を行う業務を受任することができる。

オ 複数の従たる事務所を有する司法書士法人は、ある従たる事務所においてXの依頼を受けて裁判書類作成業務を受任していた場合にあっても、他の従たる事務所においてであれば、当該裁判書類作成業務に係る事件のXの相手方であるYから、当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第9問 供託物の払渡請求に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 供託物の払渡請求者が供託物払渡請求書に利害関係人の承諾書を添付すべき場合には、当該承諾書に押された印鑑に係る印鑑証明書であって払渡請求の日前3か月以内に作成されたものを併せて添付しなければならない。

イ 供託物の払渡請求者が自ら供託物の取戻しを請求する場合において、供託をする際に提示した委任による代理人の権限を証する書面であって当該払渡請求者が供託物払渡請求書に押した印鑑と同一の印鑑を押したものを供託物払渡請求書に添付したときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。

ウ 供託物が有価証券である場合には、供託物の払渡請求者は、供託物払渡請求書2通を提出しなければならない。

エ 供託物の払渡請求者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証により、その者が本人であることを確認することができるときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。

オ 委任による代理人によって供託物の払渡しを請求する場合には、代理人の権限を証する書面を提示すれば足り、供託物払渡請求書にこれを添付することを要しない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第10問 受領拒絶を原因とする弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 建物の賃借人は、賃料の増額請求を受けた場合において、賃貸人から従来の賃料の受領をあらかじめ拒まれ、目下係争中であるときは、現実の提供又は口頭の提供をすることなく、受領を拒まれた後に発生した賃料を供託することができる。

イ 建物の賃借人は、賃料の増額請求を受けた場合において、賃料の支払日を数箇月過ぎた後、賃貸人に従来の賃料の元本のみを提供して賃貸人からその受領を拒まれたときは、当該賃料の支払日の翌日から供託日までの遅延損害金を付して、当該賃料を供託することができる。

ウ 建物の賃借人は、台風で破損した当該建物の屋根の一部の修理を賃貸人から拒まれたため自己の費用で修理をした場合において、賃貸人に賃料と当該修理代金とを相殺する旨の意思表示をした上、相殺後の残額を提供して賃貸人からその受領を拒まれたときは、相殺後の残額を供託することができる。

エ 金銭消費貸借契約における借主は、弁済期前に、貸主に貸金の元本及び弁済期までの利息を提供して貸主からその受領を拒まれた場合には、当該貸金の元本及び弁済期までの利息を供託することができる。

オ 建物の賃借人は、賃貸人が死亡した場合において、賃貸人の死亡後に発生した賃料をその相続人2名のうち1名に提供して当該1名の相続人からその受領を拒まれたときは、賃料の全額を供託することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第11問 執行供託等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア AがBに対して有する 100 万円の金銭債権につき、Cからの強制執行による差押え（差押金額 60 万円）がされた後、Dからの当該差押えに係る金銭債権についての配当要求（請求債権額 100 万円）がされた場合には、Bは、100 万円を供託しなければならない。

イ 仮処分解放金の供託書には、被供託者を記載することを要しない。

ウ AがBに対して有する 100 万円の金銭債権につき、C 税務署長からの滞納処分による差押え（差押金額 50 万円）がされた後、Dからの強制執行による差押え（差押金額 40 万円）及びEからの強制執行による差押え（差押金額 30 万円）がされた場合には、Bは、100 万円を供託しなければならない。

エ 裁判上の担保供託の取戻請求権に対して差押えが競合した場合であっても、供託官は、供託金取戻請求に応ずることができるときまでは、その事情を裁判所に届け出ることを要しない。

オ 仮差押解放金の供託においては、有価証券を供託物とすることができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第12問 いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生A及び学生Bが以下の見解を有している。

学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解

学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解

次のアからオまでの記述は、学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 私の見解に比べ、あなたの見解は、民事訴訟法において権利能力なき社団に訴訟上の当事者能力が認められていることと整合しにくい。

イ 私の見解に比べ、あなたの見解は、権利能力なき社団と関係のない個人の債務の引当てのために権利能力なき社団の財産が差し押さえられる危険がより生じやすくなるのではないか。

ウ 私の見解に比べ、あなたの見解は、権利能力なき社団の存在や代表権限の有無については、公的な情報による確認が難しいことからすると、形式的審査主義の下では架空名義の登記を防ぎにくくなる点で、不合理ではないか。

エ 私の見解に比べ、あなたの見解は、権利能力なき社団に登記の申請をすることを認める規定が不動産登記法に存在しないことと整合しにくい。

オ 私の見解は、あなたの見解に比べ、不動産に関する権利が実質的には権利能力なき社団に帰属する点をより重視している。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第13問 次のアからオまでの記述のうち、A欄に掲げる登記の申請又は嘱託がされた場合において、当該登記において登記記録に記録されるB欄に掲げる者が二人以上あるときに、当該B欄に掲げる者について登記記録に持分の記録がされないものは、幾つあるか。

	A欄	B欄
ア	一部譲渡による根抵当権の一部移転の登記	根抵当権者
イ	賃借権の移転の登記	賃借権者
ウ	表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記	所有者
エ	処分禁止の仮処分の登記	債権者
オ	信託の登記	受託者

1 1 個

2 2 個

3 3 個

4 4 個

5 5 個

第14問 電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請(以下「電子申請」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ア 登記識別情報の通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から30日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合には、登記官は、登記識別情報を通知することを要しない。

イ 登記官は、申請人が電子申請により所有権の移転の登記の申請をする場合において、登記義務者の登記識別情報を提供することができないときは、登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときはその旨の申出をすべき旨を電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

ウ 電子申請の取下げは、法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法によってしなければならない。

エ 電子申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請情報及びその添付情報の受領証の交付を請求することができる。

オ 電子申請をした申請人は、申請情報に併せて提供した添付情報の還付を請求することができない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第15問 代位による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ただし、オの場合を除き、判決による登記については、考慮しないものとする。

ア 受託者が信託の登記を申請しない場合には、受益者は、受託者に代位して、信託の登記を単独で申請することができる。

イ 表題登記のみがされている敷地権付き区分建物を表題部所有者が売却するとともに、売買代金を担保するために買受人との間で抵当権設定契約を締結した場合において、買受人が当該区分建物について所有権の保存の登記をしないときは、表題部所有者は、買受人に代位して、買受人名義の所有権の保存の登記を単独で申請することができる。

ウ 根抵当権設定者の根抵当権者に対する元本の確定請求によって元本が確定した後、当該根抵当権の被担保債権を代位弁済した者は、根抵当権者に代位して、元本の確定の登記を単独で申請することができる。

エ 抵当権者は、債務者の住所に変更が生じた場合には、抵当権設定者である所有権の登記名義人に代位して、債務者の住所の変更の登記を単独で申請することができる。

オ 債務者がした抵当権の設定行為が詐害行為に当たるとして、これを取り消し、抵当権の設定の登記の抹消手続を抵当権者に命ずる確定判決を得た債権者は、抵当権設定者である所有権の登記名義人に代位して、抵当権の設定の登記の抹消を単独で申請することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第16問 登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 抵当権の設定の登記をした不動産の所有権を抵当権者が取得したことにより、混同を原因として当該抵当権が消滅した場合において、抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、申請人は、抵当権の設定の登記の際に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

イ 抵当権の設定の登記がされた後に当該登記に債務者として記録されている者が死亡し、共同相続人がその債務を相続した場合において、抵当権の変更の登記を申請するときは、申請人は、抵当権の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

ウ 代物弁済を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記がされている場合において、所有権移転請求権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権移転請求権の仮登記の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

エ 破産管財人が破産財団に属する不動産を任意売却する場合において、所有権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

オ 信託財産に属する不動産を受託者の固有財産に属する財産とした場合において、受託者の固有財産となった旨の登記及び信託の登記の抹消を申請するときは、申請人は、所有権の登記名義人である受託者に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第17問 登記名義人の住所又は氏名の変更の登記に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 相続を登記原因とし、胎児を登記名義人とする所有権の移転の登記をした場合において、その胎児が生きて生まれたときは、出生を登記原因としてその氏名の変更の登記の申請をすることができる。
- 2 本店移転を登記原因とする株式会社である登記名義人の住所の変更の登記の申請をする場合には、住所の変更を証する情報として提供する登記事項証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。
- 3 登記名義人が数回にわたって住所を移転している場合には、その最後の住所移転の日付のみを登記原因の日付として登記名義人の住所の変更の登記を申請することができる。
- 4 表題部所有者が住所を移転し、表題部に記載された住所と現在の住所とが異なることになった場合であっても、表題部所有者は、住所の変更を証する情報を提供して、表題部所有者の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の保存の登記を申請することができる。
- 5 判決によって所有権の移転の登記を申請する場合において、判決書正本に登記義務者である被告の住所として登記記録上の住所と現在の住所とが併記されているときは、所有権の登記名義人の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の移転の登記を申請することができる。

第18問 更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、A欄に掲げる登記記録(抜粋)について、B欄に掲げる登記記録(抜粋)のように更正の登記を申請することができないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

	A欄	B欄
ア	甲区 1番 所有権保存 共有者 持分3分の1 A 3分の1 B 3分の1 C	甲区 1番付記1号 1番所有権更正 原因 錯誤 共有者 持分2分の1 B 2分の1 C
イ	甲区 2番 所有権移転 原因 平成何年何月何日相続 所有者 A 2番付記1号 2番所有権更正 原因 錯誤 共有者 持分2分の1 A 2分の1 B	甲区 2番付記2号 2番所有権更正 原因 錯誤 所有者 B
ウ	甲区 2番 所有権移転 原因 平成何年何月何日信託 受託者 A	甲区 2番付記1号 2番所有権更正 原因 錯誤 原因 売買 所有者 A
エ	甲区 2番 所有権移転請求権仮登記 原因 平成何年何月何日売買予約	甲区 2番付記1号 2番仮登記更正 原因 錯誤 登記の目的 所有権移転仮登記 原因 売買
オ	乙区 1番 抵当権設定 債務者 A	乙区 1番付記1号 1番抵当権更正 原因 錯誤 債務者 B

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 ウオ

第19問 区分建物の登記記録の表題部の「敷地権の表示」欄中の「原因及びその日付」欄に「平成24年6月15日敷地権」と記録されている場合について、次の1から5までの登記のうち、**その申請をすることができないものは、**どれか。

- 1 区分建物のみ「平成24年6月1日売買」を登記原因とする所有権の移転の仮登記
- 2 区分建物のみを目的とする「平成24年6月1日設定」を登記原因とする質権の設定の登記
- 3 区分建物のみ「平成24年6月1日相続」を登記原因とする所有権の移転の登記
- 4 区分建物のみを目的とする「平成24年6月1日設定」を登記原因とする賃借権の設定の登記
- 5 敷地権の目的である土地の地下を目的とする「平成24年6月20日設定」を登記原因とする地上権の設定の登記

第20問 登記記録に次のような記録(抜粋)がある土地についてされる登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ただし、乙区1番から3番までの根抵当権は、いずれも、元本が確定していないものとする。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成10年2月2日 第1111号	原因 平成10年2月2日売買 所有者 A
2	所有権移転	平成20年5月1日 第3232号	原因 平成20年5月1日売買 共有者 持分3分の2 D 3分の1 E

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成15年4月1日 第2111号	原因 平成15年4月1日設定 極度額 金3,000万円 債務者 A 根抵当権者 B C
2	根抵当権設定	平成22年11月1日 第15555号	原因 平成22年11月1日設定 極度額 金1,000万円 債務者 D E 根抵当権者 F G
3	根抵当権設定	平成23年1月11日 第111号	原因 平成23年1月11日設定 極度額 金2,000万円 債務者 D 根抵当権者 H

ア 甲区2番の所有権について、D及びEの持分をそれぞれ2分の1ずつに更正する登記を申請する場合には、申請情報と併せて、F、G及びHの同意を証する情報を提供することを要しない。

イ 乙区1番の根抵当権について、Bの権利をIに譲渡する共有者の権利の移転の登記を申請する場合には、申請情報と併せて、Cの同意を証する情報並びにD及びEの承諾を証する情報を提供しなければならない。

ウ 乙区1番の根抵当権について、BがCに先立って弁済を受けるべき旨の優先の定めを登記を申請する場合には、申請情報と併せて、D及びEの承諾を証する情報を提供しなければならない。

エ 乙区2番の根抵当権について、FがGに先立って弁済を受けるべき旨の優先の定め
の登記を申請する場合には、申請情報と併せて、Fに通知された登記識別情報を提供
することを要しない。

オ 乙区3番の根抵当権について、根抵当権者Hを分割会社とする会社分割があったこ
とを登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請する場合には、申請情報と併せ
て、D及びEの承諾を証する情報を提供しなければならない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第21問 乙区1番に元本の確定前の根抵当権の設定の登記がされている甲土地について、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記の目的並びに登記原因及びその日付で登記の申請をすることができるものは、次の1から5までの記述のうちどれか。

	第1欄	第2欄
1	甲土地がA及びBの共有である場合において、根抵当権者からの元本の確定請求の通知が、Aには平成24年5月28日に到達し、Bには同月31日に到達した。	登記の目的：1番根抵当権元本確定 登記原因及びその日付：平成24年5月28日確定
2	平成24年6月8日に1番根抵当権の債務者を分割会社とする会社分割があり、同月15日に債務者でない根抵当権設定者から会社分割による元本の確定請求があった。	登記の目的：1番根抵当権元本確定 登記原因及びその日付：平成24年6月15日確定
3	平成24年6月8日に1番根抵当権の全部譲渡の契約がされ、同月15日に根抵当権設定者の承諾が得られた。	登記の目的：1番根抵当権移転 登記原因及びその日付：平成24年6月8日譲渡
4	平成24年6月15日に1番根抵当権の被担保債権について第三者による免責的債務引受けがあった。	登記の目的：1番根抵当権変更 登記原因及びその日付：平成24年6月15日免責的債務引受
5	1番根抵当権について、乙土地と共同担保である旨の登記がされている場合において、平成24年5月15日に元本が確定し、同年6月8日に、乙土地について、物上保証人である根抵当権設定者から根抵当権の消滅請求があった。	登記の目的：1番根抵当権元本確定 登記原因及びその日付：平成24年5月15日確定 登記の目的：1番根抵当権抹消 登記原因及びその日付：平成24年6月8日消滅請求

第22問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 抵当権の設定の仮登記を申請する場合には、抵当権の設定に関する登記原因証明情報を提供することを要しない。

イ 所有権の移転の仮登記をした後でも、買戻しの特約の仮登記を申請することができる。

ウ 共同根抵当権を設定した場合には、その仮登記を申請することができる。

エ 抵当権の設定の仮登記の登記権利者が死亡した場合の相続を登記原因とする当該仮登記の移転の登記は、仮登記でされる。

オ 相続を登記原因とする所有権の移転の仮登記を申請するために、「平成何年何月何日相続を原因とする所有権の移転の仮登記をせよ。」との仮登記を命ずる処分の申立てをすることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第23問 登記記録に次のような記録(抜粋)のある農地に関する下記のアからオまでの登記のうち、当該登記の申請の際に農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要しなかったものを全て挙げている組合せは、後記1から5までのうちどれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和50年1月31日 第11111号	原因 昭和40年2月1日相続 所有者 A
2	所有権移転	平成20年4月1日 第22222号	原因 昭和62年4月1日時効取得 所有者 B
3	所有権移転	平成20年10月1日 第55555号	原因 平成20年5月1日相続 所有者 C
4	所有権移転	平成22年9月1日 第33333号	原因 平成21年12月1日死因贈与 所有者 E
5	所有権移転	平成22年10月1日 第55555号	原因 平成22年10月1日売買 所有者 F
6	5番所有権抹消	平成22年11月1日 第66666号	原因 平成22年11月1日合意解除

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成21年4月1日 第44444号	原因 平成21年4月1日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 C 根抵当権者 D
2	賃借権設定	平成23年11月1日 第88888号	原因 平成23年9月1日設定 賃料 1月金5万円 存続期間 10年 賃借権者 G

ア 甲区2番の所有権の移転の登記

イ 甲区3番の所有権の移転の登記

ウ 甲区6番の所有権の移転の登記の抹消

エ 乙区1番の根抵当権の設定の登記

オ 乙区2番の賃借権の設定の登記

1 アイウ 2 アイエ 3 アウオ 4 イエオ 5 ウエオ

第24問 次のアからキまでの登記のうち、付記登記によってするものを全て挙げている組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 根抵当権の共有の場合にする優先の定め

イ 共同抵当における代価の配当をすべきときにする次順位の抵当権者の代位の登記

ウ 敷地権である旨の登記

エ 根抵当権者の相続に関する合意の登記

オ 抵当証券交付の登記の抹消の登記

カ 仮登記した所有権の移転請求権の移転の登記

キ 抵当権の順位の変更の登記

1 アイエカ 2 アウオキ 3 イウエオ 4 イオカキ 5 ウエカキ

第25問 登記が完了した旨の通知に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 債務者が単独で相続した土地について、相続を登記原因とする所有権の移転の登記が債権者の代位により申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該債務者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

イ 抵当証券が発行されている場合において、債務者の氏名の変更の登記が債務者から単独で申請され、当該登記を完了したときは、登記官は、当該登記の登記記録上の抵当権者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

ウ 所有権の登記がない建物について、裁判所書記官の囑託による仮差押えの登記を完了したときは、登記官は、当該建物の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

エ 送付の方法により登記完了証の交付を求める場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。

オ 申請情報を記載した書面を提出する方法により申請された登記を完了したときは、登記官は、登記原因及びその日付を登記完了証に記録しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第26問 登記官の処分に係る審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 登記の申請情報及びその添付情報の保存期間の満了後においては、当該登記に関する審査請求をすることができない。

イ 審査請求人は、処分をした登記官を監督する法務局又は地方法務局長に対し、当該処分の執行の停止を申し立てることができる。

ウ 権利に関する登記が申請の権限を有しない者の申請によりされたものであることを理由として審査請求をすることはできない。

エ 処分をした登記官を監督する法務局又は地方法務局長は、当該処分に対する審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

オ 審査請求人は、裁決があるまでは、口頭により審査請求の取下げをすることができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第27問 不動産登記における登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用は、ないものとする。

ア 登記権利者及び登記義務者が共同して登記の申請をした場合において、当該申請を取り下げたときは、登記義務者は、登録免許税の還付を受けることはできない。

イ 国が私人に対して土地を売却した場合において、所有権の移転の登記の嘱託をするときは、登録免許税が課されない。

ウ 学校法人が校舎の敷地として非課税であることを証する書面を添付することなく、登録免許税を納付して所有権の移転の登記を受けた場合には、その後、当該非課税であることを証する書面を提出して当該登録免許税の還付を受けることはできない。

エ 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における信託による財産権の移転の登記については、登録免許税が課されない。

オ 印紙をもって登録免許税を納付した登記の申請が却下された場合において、却下の日から1年以内に登記申請人から当該印紙を再使用したい旨の申出があったときは、登記官は、当該印紙を再使用することができる証明をしなければならない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第28問 発起設立によって株式会社を設立する場合に本店の所在地においてする設立の登記の申請書の添付書面に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 申請書には、発起人が設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額を記載し、又は記録している定款を添付しなければならない。

イ 会社が発起人となるときは、申請書には、発起人となる当該会社の定款を添付しなければならない。

ウ 定款に本店の所在地として最小行政区画である市区町村までを記載し、又は記録しているときは、申請書には、当該定款のほか、本店の所在場所を定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

エ 定款にいわゆる変態設立事項の記載又は記録がないときは、申請書には、設立時取締役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。

オ 設立しようとする会社が監査役設置会社であるときは、申請書には、設立時監査役の選任につき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

1 1 個

2 2 個

3 3 個

4 4 個

5 5 個

第29問 会社法上の公開会社でない株式会社の新株予約権に係る変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該新株予約権の発行に係る募集事項として、株主総会の決議により資本金として計上しない額を定めたときは、新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、当該株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ 新株予約権の行使による変更の登記の申請は、新株予約権の行使の日から2週間以内に当該株式会社の本店の所在地においてしなければならない。

ウ 新株予約権の行使がされた場合においては、当該株式会社が自己株式のみを交付したときであっても、新株予約権の行使による変更の登記の申請をしなければならない。

エ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における当該新株予約権の発行に係る募集事項として定められた現物出資財産の価額の総額が500万円であるときは、新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することを要しない。

オ 新株予約権の無償割当てをした場合においては、当該株式会社が自己新株予約権のみを交付したときであっても、新株予約権の無償割当てによる変更の登記の申請をしなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第30問 株式会社の役員等の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄の事由が生じた場合における登記の申請が平成24年4月6日にされ、登記をしたときの登記記録として第2欄の記載が誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

	第1欄	第2欄	
ア	会計参与であるA税理士法人が定めた計算書類等の備置場所のみを平成24年4月2日に〇県〇市〇町一丁目1番1号から〇府〇市〇町二丁目2番2号へ変更した。	会計参与 A税理士法人 (書類等備置場所)〇県〇 市〇町一丁目1番1号	平成〇年〇月〇日就任
			平成〇年〇月〇日登記
		会計参与 A税理士法人 (書類等備置場所)〇府〇 市〇町二丁目2番2号	平成24年4月2日備置 場所の変更
			平成24年4月6日登記
イ	会計監査人を1名置くとの定款の定めのある会社において、一時会計監査人の職務を行うべき者として甲川一郎が選任されていたところ、株主総会において会計監査人として乙野太郎が選任され、平成24年4月2日に就任した。	仮会計監査人 甲川一郎	平成〇年〇月〇日就任
			平成〇年〇月〇日登記
			平成24年4月2日資格 喪失
		会計監査人 乙野太郎	平成24年4月6日登記
ウ	社外取締役甲山花子が平成24年4月2日に子会社の使用人に就任した。	取締役 甲山花子 (社外取締役)	平成〇年〇月〇日就任
			平成〇年〇月〇日登記
		取締役 甲山花子	平成24年4月2日子会 社の使用人兼任
			平成24年4月6日登記
エ	取締役甲谷次郎が平成23年12月1日に辞任したにもかかわらず会社がその辞任の登記の申請をしなかったため、甲谷次郎が当該会社を被告として取締役の辞任の登記の申請手続を求める訴えを〇〇地方裁判所に提起したところ、当該訴えに係る請求を認容する判決が平成24年4月2日に確定した。	取締役 甲谷次郎	平成〇年〇月〇日就任
			平成〇年〇月〇日登記
			平成24年4月2日〇〇 地方裁判所の判決確定
			平成24年4月6日登記
オ	取締役乙海春子について成年被後見人とする審判が平成24年4月2日に確定した。	取締役 乙海春子	平成〇年〇月〇日就任
			平成〇年〇月〇日登記
			平成24年4月2日資格 喪失
			平成24年4月6日登記

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第31問 清算株式会社(解散の時に会社法上の公開会社又は大会社であったものを除く。)がする登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 清算株式会社が監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をし、当該定款の変更の効力が生じたときは、監査役設置会社の定めを廃止による変更の登記及び監査役の退任による変更の登記を申請しなければならない。

イ 株主総会の決議により株式会社が直ちに解散するとともに清算人が選任された場合には、当該清算人が当該決議の翌日に就任の承諾をしたときであっても、当該決議の日から2週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記及び清算人の登記を申請しなければならない。

ウ 清算株式会社は、支配人を選任して、その登記をすることはできない。

エ 清算人会を置く旨の定款の定めがある株式会社が解散したときにする清算人の登記においては、清算人の氏名並びに代表清算人の氏名及び住所のほか、清算人会設置会社である旨も登記しなければならない。

オ 清算株式会社は、解散前に新株予約権付社債に付された募集新株予約権の発行に係る募集事項を決定したときに限り、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請することができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第32問 株式交換の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 清算株式会社を当事会社とする株式交換による変更の登記は、することができない。

イ 株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社において債権者異議手続をしたことを証する書面を添付することを要しない。

ウ 株式交換完全子会社の株主が株式交換完全親会社である合同会社の社員となる場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、別段の定めのある定款が添付されない限り、株式交換契約について株式交換完全親会社の総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

エ 株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記においては、株式交換をした旨並びに株式交換完全子会社の商号及び本店も登記しなければならない。

オ 株式交換完全子会社がする株式交換による新株予約権の変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に株式交換完全子会社の本店がないときは、登記所において作成した株式交換完全子会社の代表取締役又は代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第33問 株式会社の登記の更正に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 取締役4名及び監査役2名が選任されたことが記載されている株主総会の議事録を添付して取締役4名の就任による変更の登記のみが申請され、当該変更の登記がされているときは、当該株式会社は、監査役2名の就任につき遺漏による登記の更正を申請することができる。

イ 監査役の平成24年6月11日就任による変更の登記が同月18日付けで申請され、当該変更の登記がされている場合には、実際の就任日が同月19日であったときであっても、当該株式会社は、同日を当該監査役の就任日とする錯誤による更正の登記を申請することができない。

ウ 登記の更正を申請する場合には、その登記により抹消する記号が記録された登記事項があるときであっても、当該株式会社は、その登記の回復を申請することを要しない。

エ 登記官の過誤により登記に遺漏が生じたときは、当該株式会社は、その登記の更正を申請することができない。

オ 登記記録に取締役の氏名が誤って記録されているときは、当該株式会社は、錯誤があることを証する書面を添付することなく、錯誤による登記の更正を申請することができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第34問 合資会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている場合において、当該合資会社の有限責任社員Aが死亡し、当該合資会社の無限責任社員BがAの唯一の相続人として相続によりその持分を承継したときは、Aについては死亡による退社を原因とし、Bについては相続による加入を原因とする有限責任社員の変更の登記をしなければならない。

イ 社員の全員が退社したことにより当該合資会社が解散した場合には、退社を原因とする社員の変更の登記をすることなく、解散の登記のみをすることができる。

ウ 社員の死亡によりその相続人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めている場合において、当該合資会社の社員が死亡したことにより、当該合資会社の社員でない当該社員の相続人が相続により当該合資会社に加入したときは、相続による加入を原因とする社員の変更の登記の申請書には、その者が死亡した社員の相続人であることを証する書面を添付しなければならない。

エ 合同会社が無限責任社員を加入させる定款の変更をしたことにより合資会社となった場合に当該合資会社についてする設立の登記の申請書には、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面を添付することを要しない。

オ 社員でない者が市場価格1,000万円の有価証券を出資して当該合資会社の有限責任社員となったことによる社員の加入による変更の登記の申請書には、当該有価証券の市場価格を証する書面を添付することを要しない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第35問 一般財団法人(特例民法法人及び特例民法法人からの移行により設立するものを除く。)の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 解散後も監事を置く旨の定款の定めのある一般財団法人が定款で定めた存続期間の満了により解散したときは、監事設置法人である旨の登記を申請しなければならない。

イ 設立の登記の申請書には、登記すべき事項として資産の総額を記載しなければならない。

ウ 目的を評議員会の決議によって変更することができる旨の定款の定めのない一般財団法人であっても、評議員会の特別決議により目的を変更したことを証する評議員会の議事録及び裁判所の許可書を添付すれば、目的の変更の登記を申請することができる。

エ 主たる事務所の所在地においてする設立の登記の申請書には、登記すべき事項として法人成立の年月日を記載することを要しない。

オ ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となったことにより当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する一般財団法人について、清算人として定款で定める者又は評議員会の決議により選任された者がおらず、理事が清算人となる場合において、当該一般財団法人の理事会において代表理事として選定されていた者が代表清算人として申請する解散の登記及び清算人の登記の申請書には、定款を添付すれば足りる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ